

京都市大学のまち交流センター条例の一部を改正する条例（令和4年3月30日京都市条例第46号）（総合企画局総合政策室）

京都市大学のまち交流センターの講義室，演習室，会議室，ホール，和室及び講習室（講習室については，使用期間を1年以上5年以内とする場合を除きます。）の使用料の適正化を図るため，条例を改正することとしました。

なお，大学等が交流活動のために使用する場合の使用料については，現行使用料のまま据え置くこととしています。

この条例は，令和4年6月1日から施行することとしました。

京都市大学のまち交流センター条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第46号

京都市大学のまち交流センター条例の一部を改正する条例

京都市大学のまち交流センター条例の一部を次のように改正する。

別表第1講義室及び第2講義室の項中「10,260」を「15,390」に、「15,190」を「22,780」に改め、同表第3講義室の項中「7,010」を「10,510」に、「10,370」を「15,550」に改め、同表第4講義室の項中「4,190」を「6,280」に、「6,390」を「9,580」に改め、同表第1演習室、第2演習室、第3演習室、第4演習室及び第5演習室の項中「1,570」を「2,350」に、「2,300」を「3,450」に改め、同表第1会議室の項中「11,000」を「16,500」に、「14,660」を「21,990」に、「19,170」を「28,750」に改め、同表第2会議室及び第3会議室の項中「6,390」を「9,580」に、「8,480」を「12,720」に、「11,200」を「16,800」に改め、同表ホールの項中「12,670」を「19,000」に、「16,970」を「25,450」に、「22,410」を「33,610」に改め、同表和室の項中「3,350」を「5,020」に、「4,500」を「6,750」に、「5,970」を「8,950」に改め、同表第1講習室の項中「2,610」を「3,910」に、「3,870」を「5,800」に改め、同表第2講習室、第3講習室及び第4講習室の項中「2,300」を「3,450」に、「3,450」を「5,170」に改め、同表第5講習室、第6講習室、第7講習室及び第8講習室の項中「1,990」を「2,980」に、「3,030」を「4,540」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(総合企画局総合政策室)